

### 特別区民税・都民税 納税通知書の見方

令和4年6月9日発送の令和4年度分通知書様式は茶色です。  
様式の見方は、この青色の様式に準じます。

お問い合わせの際はこの番号をお知らせください。

☎ 照会番号

令和4年度特別区民税・都民税(令和3年1月～令和3年12月の収入)は**令和4年度相当分**と表示しています。  
(注)例えば遡って令和2年1月～12月分の申告をした場合は、本来は令和3年度特別区民税・都民税となりますので、**令和3年度相当分**と表示しています。

課税される所得金額に所得の種類に応じた税率を掛け、算出所得割額を求めます。  
・**総合課税分の所得の税率は、区民税6%・都民税4%です。**  
・総合課税分以外の所得の税率については、納税通知書裏面の「2 税率」をご確認ください。

年金支払時に差し引かれる税額で、今年度の仮徴収税額です。(前年度の年金分の税額の1/6ずつが各月から差し引かれます。)

年金支払時に差し引かれる税額で、今年度の本徴収税額です。  
(M欄-\*)を3回で割った金額が各月から差し引かれます。

翌年4月以降の年金支払時に差し引かれる税額です。(翌年度の税額となるためM欄の金額には含まれておりません。)

M欄には公的年金から差し引かれる税額を表示しています。(右の\*+の合計額)

### 令和4年度 特別区民税・都民税 税額決定通知書(変更)通知書

課税される所得金額 ①-④-⑤  
支出所得割額 ①②-③-④年  
特別区民税(市) ④  
都民税(市)

年度相当分(この税額は、年中の所得により計算されます)

記録決定しましたので、規定により通知します。

公印

①特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、下記の公的年金からその支払者が徴収します。

公的年金の種類
支払者の名称
支払者の法人番号

③公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

(1)あなたが昨年度から引き継ぎ公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、前年度の通知書において通知した内容(額)を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額(円)
4月	
6月	
8月	

②公的年金からの特別徴収税額より(1)を差し引いた次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	特別徴収税額(円)
10月	
12月	
2月	

(3)あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き継ぎ公的年金の支払いを受けられる場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額(円)
4月	
6月	
8月	

この通知書は、5年間大切に保存してください。

口座振替の方は銀行名と支店名を表示しています。口座番号、預金種目は「\* \* \*」が表示されます。一括納付を希望されている場合は、還付額欄の下に印字があります。  
※口座振替の方には、納付書は同封されません。

A欄には課税計算の基となった所得の種類と金額を表示しています。

合計所得は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。

所得金額(円)	
給与所得	
退職所得	
年金所得	
不動産所得	
雑所得	
合計所得	

本人該当	
障害者	
高齢者	
学生	
その他	

所得から差し引かれる金額(円)	
基礎控除	
配偶者控除	
扶養控除	
障害者控除	
高齢者控除	
学生控除	
その他	
合計	

区分	納期限	税額(円)	還付額又は充当額(円)	差引納付額(円)
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随期				
還付又は過半年度への充当額				

公的年金等の所得は、雑所得に含まれます。  
一時所得及び総合課税(長期)所得は、特別徴収後2分の1の金額で表示してあります。  
分離課税の課税所得で特別控除の適用を受けるものは、特別控除後の所得金額を表示してあります。  
前年からの繰越控除の項目については、実際に控除した金額のみを表示してあります。

扶養控除や本人該当等の人的控除の内訳を表示しています。該当がある場合「\*」または人数が入ります。  
(控除額の内訳はB欄に表示しています。)

B欄には所得控除の内容を表示しています。  
・雑損控除・医療費控除・生命保険料控除  
・社会保険料、小規模企業共済等掛金控除  
・地震保険料控除・障害者控除・勤労学生控除  
・寡婦・ひとり親控除・配偶者控除・配偶者特別控除  
・扶養控除・基礎控除

E欄には税額控除の合算額を表示しています。  
税額控除 ・配当控除  
・外国税額控除額及び調整額  
★住宅借入金等特別税額控除額  
★寄附金税額控除額(ふるさと納税等)

ふるさと納税による控除について  
・確定申告を行った場合→ふるさと納税を行った年の所得税と翌年度の住民税から控除されます。  
・ワンストップ特例適用を申請した場合→所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額が、翌年度の住民税から控除されます。

K欄は該年度の合計年税額です。  
L欄は給与から差し引かれる税額です。  
M欄は年金から差し引かれる税額です。  
N欄は納付書または口座振替により納める税額です。

N欄の普通徴収税額を各期に分割した各期別の税額と納期限を表示しています。充当額には所得割から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額を年税額に充当した金額を表示しています。充当後も納付する金額がある場合は、差引納付額に金額を表示しています。充当しきれなかった金額は(納期が過ぎた未納分へ充当した場合を除き)還付となり、後日別途通知いたします。